

2008年1月24日

埼玉県教育委員会  
教育長 島村和男様

埼玉県教職員組合  
中央執行委員長 浅井 勉  
埼玉県教職員組合  
障害児教育部長 桜田 純一

## 障害児教育に関する第2次要求書

障害児教育および特別支援教育の充実について、日々ご尽力されていることに対し敬意を表します。

「障害児教育に関する要求書」に基づく10月24日の交渉においては、多様な要求項目に対して限定された時間内の交渉であったため、十分に協議ができませんでした。解明並びに協議が必要であると考え、第2次要求書を提出します。

学校教育法等を改定して実施された特別支援教育ですが、そのスタートの年にもかかわらず、県内の小中学校においてその普及はたいへん低いレベルにとどまっています。この間、わたしたちは特別支援教育の積極面を生かすには県教委全体としての施策が不可欠であることを繰り返し指摘してきました。これまでの交渉等において、県教委は「特別支援教育には追い風が吹いている」と発言しました。しかし、小中学校においては決してそのような状況にはありません。

新たに対象となった発達障害の子どもたちの実質的な教育の場は引き続き保障されていません。通級指導教室が極端に少ない現状のなか、発達障害の子どもたちを多くの障害児学級が受け止めています。その結果、障害児学級の本来の対象となる子どもたちの教育がしわ寄せを受けるといって、本末転倒の状況も生じています。

先の交渉における義務教育指導課および小中学校人事課の回答は、現状に対する認識が不足しており、「特別支援教育が学校教育全体の課題である」という立場に立っているのか疑問を抱かざるを得ないものでした。

県教委が小中学校に対して徹底している「三つの達成目標」から除外されている障害児は、特別支援教育元年にもかかわらず、ここでも不当な扱いをされていると感じざるを得ません。県教委の認識と施策を明らかにするよう、下記の要求に対する誠意ある回答を要求します。

## 記

### 1．特別支援教育全般について

- (1)通常学級に在籍する発達障害の児童・生徒への全体的施策、および通級指導教室の増設・拡充に対する県教委の回答は、「平成19年度から、発達障害・情緒障害通級指導教室が14学級増となり、必要な教員を増員した」というものだが、これらは国の加配措置の運用である。進んで県教委としての施策はないのかを明らかにすること。
- (2)発達障害の子どもたちが、どこで受け止められ、どうなっているか、現状に対する認識を明らかにすること。
- (3)県教育局全体として特別支援教育を推進する考えがあるのか、あるいは特別支援教育課が対応すれば済むと考えているのか、明確な回答を示すこと。
- (4)特別支援学級を設置していない小中学校の現職校長および全小中学校の現職教頭への研修はどのように行っているのかを明らかにすること。もし、研修を行っていないのであればその理由を明らかにすること。

### 2．障害児学級の教員定数配置について

- (1)重度重複児童生徒またはLD、ADHD、高機能自閉症等が在籍している場合の特別配当を要求したのに対し、「特別支援学級の学級数や人数、障害の程度などについて考慮し、教員の特別配当を行っている」と回答したが、「など」の内容を明らかにすること。
- (2)「特別配当を行っている」と回答したが、同時に「数が限られているので、申請しても配当できない場合も多い」とも回答している。義務標準法とは別に県教委として教員配置を行うこと。
- (3)特別支援学級の特別配当は「大幅な拡充は、法上、困難である」と回答しているが、その根拠となる法令を明らかにすること。
- (4)単学級への本採用者配置や初任者の特別支援学級担任配置は「校長が決めること(校長の職命)」だとしている。また特別支援学級担任は「知識、技量などに専門性が必要となる」とも回答している。「校長の無理解・不勉強、消極的対応が否定できない」実態や、実際に特別支援学級における担任決定の実態から、「専門性」を持った人事配置となっているか、単年度で担任が替わることが「特別に考慮を要する人事」と矛盾しないのか、改めて県教委の的確な回答を求める。
- (5)特別枠での採用に対して、「一般の教員と特別支援教育を担当する教員を分けることになり、望ましいこととは思わない」と回答したが、「特別支援学級担任には、知識、技量などに専門性が必要」という回答と矛盾する。専門性を確保し、今後特別支援教育を推進しようとする考えがあるならば、特別支援教育を担当できる教員の確保は、教育行政として積極的にとりくむべき課題である。また、回答の趣旨は、過去県教委が実施した「特殊学級担任」枠での教員採用試験を否定することになる。改めて、特別支援学級担任枠の採用試験の方途を検討する考えはないのか、的確な回答を求める。

### 3．通級指導教室の設置および教員の配置について

- (1) 発達障害の児童生徒を対象とする通級指導教室の開設、特に中学校への開設が現在のテンポでは遅いと認識していないのか、県教委の認識を明らかにすること。また、現状を打開する積極的な考えは持ち合わせていないのか、見解を明らかにすること。
- (2) 通級指導教室について、今年度の14教室増の現状に対し、小中人事課は「十分」と捉えているのか、見解を明らかにすること。
- (3) 今後、発達障害の子どもたちの教育を保障するには、どの程度の通級指導教室が必要であると考えているのかを明らかにすること。
- (4) 通級指導教室に限らず、発達障害の子どもたちの教育を保障するには、どのような施策が必要であると考えているのか明らかにすること。

### 4．障害児学級の教育課程編成について

- (1) 市町村教委が、機械的に県教委作成の「プランA」「プランB」の使用を強制している実態がある。市町村教委の特別支援教育担当者の無理解・不勉強・消極的な対応という実態からも、「プランA」「プランB」の扱いについては、参考として示していることを改めて市町村教委に徹底すること。

### 5．県就学支援委員会および市町村就学支援委員会について

- (1) 発達障害・情緒障害通級指導教室が極端に少ない状況のなか、発達障害の児童生徒に対して、市町村就学支援委員会は通常学級あるいは障害児学級・養護学校への入級・入学をすすめている。このような就学支援は妥当なものとするのか、見解を明らかにすること。
- (2) 発達障害の児童生徒の就学支援について、市町村教委に対しどのように指導しているのかを明らかにすること。
- (3) 就学支援の判断基準に知能指数があるが、発達障害の子どもたちの判断においてそれが黙過されている実態がある。発達障害の児童生徒に対し、障害児学級や養護学校への就学をすすめる際に、知能指数という基準の整合性についてどのように考えるのか、見解を明らかにすること。